

健康保険 被保険者 療養費支給申請書(年 月分)
被扶養者 (あんま・マッサージ用)

決定年月日: 年 月 日

常務理事	事務長	担当	入力

下記のとおり申請します。
なお、給付金の受領を、事業主(中国電力㈱または中国電力ネットワーク㈱)に委任します。

被 保 険 者 記 入 欄	提出日	年 月 日		電話番号							
	保険証の記号・番号	被保険者の氏名	(フリガナ)	() - ※日中連絡可能な番号							
	施術を受けた者の氏名・生年月日等	氏名	(フリガナ)	生年月日	年齢	被保険者との続柄					
	傷病名 (医師の同意を受けた傷病名)	発症又は負傷の年月日 (療養開始日)		平成 年 月 日	令和 年 月 日						
	発症・負傷の原因及び経過										
	業務上・外、第三者行為の有無	1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他			施術に要した費用の額	円					
	同意記録	同意医師の氏名	所在地	同意年月日	傷病名	要加療期間					
				年 月 日							
	施 術 内 容 欄	初療年月日	施術期間		実日数	請求区分					
		年 月 日	年 月 日 ~ 至 年 月 日		日	新規・継続					
傷病名または症状					転帰						
					継続・治癒・中止・転医						
マッサージ		軀幹 円 × 回 = 円 右上肢 円 × 回 = 円 左上肢 円 × 回 = 円 右下肢 円 × 回 = 円 左下肢 円 × 回 = 円	※施術管理者以外が施術した場合に記入 施術者氏名 _____ 施術日 . . . 日								
変形徒手矯正術		円 × 肢 × 回 = 円	※往療を必要とした場合に記入 往療日 . . . 日								
温電法		円 × 回 = 円	往療を必要とした理由								
温電法・電気光線器具		円 × 回 = 円									
往療料 4km まで		円 × 回 = 円									
往療料 4km 超		円 × 回 = 円									
施術報告書交付料(前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円										
合計			円								
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31									
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。		保健所登録区分	1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地							
	年 月 日		所在地								
	免許登録番号		施術所名								
		あん摩マッサージ指圧師	施術者名	電話							

被保険者
確認欄

この届出については、下記①または②の要件を満たしたものである。
① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。
② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

<記入にあたっての注意事項>

- ・申請書は暦月を単位として作成してください。
- ・二重線内(「施術内容欄」および「施術証明欄」)は、施術管理者へ記入を依頼してください。
- ・同意した医師の診療報酬明細書を確認し審査を経て支給の可否を決定しますので支給時期は施術月から数ヶ月後となります。
- ・「同意記録欄」は、同意書の原本を添付する場合、記入の必要はありません。
ただし、前月分以前の申請書に同意書の原本を添付し、当該同意書に基づく支給可能期間内の場合は、当該同意書に係る内容を「同意記録欄」に記入してください。
- ・当該申請書を提出の際には、施術に要した費用の領収書(原本)を必ず添付してください。

受付印

<その他添付書類(該当する場合)> 添付書類の口にチェックを付けてください。

- 医師の同意書(原本) 施術報告書(写し) 往療状況確認表
- 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

決定欄	支給回数	支給算出額	支給決定額
	回		円

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位(部位が特定できる場合)を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。

○再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合又は1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合(又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。